

団体規約

塩井乃猫

（任意団体）

所在地：長野県松本市大手3丁目6-3番地
施行日：2025年8月30日

第1条（名称）

本団体は「塩井乃猫」（以下「本団体」という。）と称する。

第2条（所在地）

本団体の所在地は、長野県松本市大手3丁目6-3番地とする。

第3条（目的および運営方針）

本団体は、地域においてこれまで関わってきた猫たちを中心に、適切な飼養、健康管理および見守りを行い、地域社会との共存を図ることを目的とする。

本団体は、無制限な保護活動の拡大を目的とせず、既存の猫たち一匹一匹に対して最後まで責任を持つことを基本方針とする。

第4条（活動内容）

1. 猫の飼養・管理および日常的な世話
2. 猫の健康管理、通院、投薬等の医療ケア
3. 必要に応じた譲渡支援および見守り活動
4. 啓発および広報活動
5. その他、目的達成に必要な活動
6. 活動資金確保を目的としたチャリティグッズの企画・制作・販売

第14条（非営利性）

本団体は非営利団体として活動し、構成員に対して剰余金の分配は行わないものとする。

第15条（解散および残余財産の帰属）

本団体が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）、残余財産は、国または地方公共団体、もしくは公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等の公益的な団体に譲渡するものとする。

附則

本規約は2025年8月30日から施行する。